

令和8年5月15日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和8年第5回）議事録

1. 開催日時 令和8年5月15日（金曜日）午後3時
2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」
3. 出席委員（15名）

1 番 佐藤 崇	14 番 畑山 留美子
2 番 小松 健	15 番 佐藤 喜勝
3 番 齋藤 誠	19 番 大瀧 浪雄
4 番 庄司 和夫	20 番 佐々木 純一
5 番 佐々木 亨	21 番 小野 晃一
7 番 菅原文 克	22 番 豊島 靖喜
10 番 吉尾 麻美	24 番 富樫 公一
13 番 佐藤 榮一	
4. 欠席委員（8名）

8 番 板垣 利明	9 番 三浦 幸夫
11 番 巴 寛	12 番 佐藤 源樹
16 番 佐々木 剛	17 番 伊藤 剛
18 番 加藤 三敏	23 番 真坂 和都
5. 議事日程第1号 令和8年5月15日（金曜日） 午後3時 開会
 - 第 1. 議事録署名委員指名
 - 第 2. 会議書記任命
 - 第 3. 会期決定
 - 第 4. 議案第36号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件
 - 第 5. 議案第37号 農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件
 - 第 6. 議案第38号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
 - 第 7. 議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）
 - 第 8. 議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）
 - 第 9. 議案第41号 農地転用事業計画変更承認の件
 - 第10. 議案第43号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について
 - 第11. 議案第44号 「農業委員会による最適化活動の推進について」にかかる令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について

※議案第42号については、書類不備により審議取りやめとなったため欠番とする。
6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり
7. 出席した事務局職員

事務局長	柴田浩樹	次長	小松幸月
農政班長	三保敦	農地班長	二見真之
主席主査	渋谷淳	主査	池田弘
主査	小助川洋	主査	小野友紀子
主査	佐藤弘輝		

8. 総会議長
富樫公一

9. 議事録署名委員
19番 大瀧浪雄
20番 佐々木純一

10. 会議の概要

○議長

これより令和8年5月8日公示招集されました、令和8年第5回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は、委員総数23名中15名であります。8番板垣利明委員、9番三浦幸夫委員、11番巴寛委員、12番佐藤源樹委員、16番佐々木剛委員、17番伊藤剛委員、18番加藤三敏委員、23番真坂和都委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、議案第36号から議案第44号までの計8件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、19番大瀧浪雄委員、20番佐々木純一委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第36号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第36号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第36号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第36号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第37号「農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第37号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。

また補足として、議案第37号4番から8番については、農協が補助事業で農地を借り、組合員となる新規就農者へ施設を提供し利用料を徴収する計画のため、法令の例外規定により許可要件を満たすと判断される案件である旨説明する。)

○議長

議案第37号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第37号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第38号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第38号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。

また補足として、議案第38号1番について、相続人不在で所有者不明となった農地について管理人選任し所有権移転申請を行った案件であること、議案第38号10番について、所有権移転後に譲受人が農事組合法人へ再貸付する計画で、譲受人が構成員であるため例外規定により許可可能と判断される案件である旨説明する。)

○議長

議案第38号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第38号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第39号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について(一括方式)」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第39号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第39号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第39号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第40号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について(所有権移転)」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第40号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第40号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第40号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第41号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第41号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、計画変更の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件の申請は、転用期間の変更であり、変更後の転用目的も変わらず、変更内容が周辺農地に影響を及ぼさないと認められること、また、秋田県農業会議に意見聴取を必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。)

○議長

議案第41号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第41号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第41号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第41号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第43号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について」を議題とし、はじめに議案第43号1番について事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第43号1番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明。

申請地は、長年耕作しておらず、原野化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。)

○議長

議案第43号1番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、7番菅原文克委員。

○7番・菅原文克委員

(現地確認日時、現地確認出席者を報告し、現地は長期間耕作されていないため、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。)

○議長

ご苦労様でした。

議案第43号1番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたのでご質問ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第43号1番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第43号1番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

次に議案第43番2番について事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第43号2番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明。

申請地は、令和6年7月の豪雨災害により、土砂が流入し堆積している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。)

○議長

議案第43号2番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。事務局。

○事務局

(現地確認日時、現地確認出席者を報告し、現地は令和6年7月の豪雨災害により、土砂が流入し堆積している状況にあり、農地への復元は困難であり、農地として復元しても継続して利用することができないと判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。)

○議長

議案第43号2番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたのでご質問ご意見を承ります。
ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第43号2番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第43号2番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

次に議案第43番3番について事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第43号3番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明。

申請地は、長年耕作しておらず、原野化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。)

○議長

議案第43号3番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番小野晃一委員。

○21番・小野晃一委員

(現地確認日時、現地確認出席者を報告し、現地は長期間耕作されていないため、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。)

○議長

ご苦労様でした。

議案第43号3番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたのでご質問ご意見を承ります。
ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第43号3番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第43号3番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第44号「農業委員会による最適化活動の推進について」にかかる令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について、を

議題とし事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

議案書15ページをご覧ください。先ほどの委員全員協議会でご説明いたしました、別紙3「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」案ですが、この公表案をもって農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検、評価とすることについてご審議をお願いいたします。

○議長

議案第44号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第44号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって議案第44号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時33分)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 富 樫 公 一

議事録署名委員 大 瀧 浪 雄

議事録署名委員 佐 々 木 純 一